

鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視
結果報告書

平成 24 年 10 月

総務省行政評価局

前 書 き

我が国には、約 700 種の野生鳥獣が生息するとされており、これまで、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護法」という。）及び鳥獣保護法に基づく「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」により、人と鳥獣の軋轢を回避するため個体数管理（狩猟、許可捕獲による個体数の調整等）、生息環境管理等の総合的な保護管理対策が行われてきた。

しかし、近年、鳥獣の生息分布域の拡大、里山の荒廃や耕作放棄地の増加等に伴い、シカ、イノシシ等の鳥獣による農林水産業等に係る被害が、中山間地域を中心に全国的に深刻化している状況にあるため、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的として、従来からの鳥獣保護法による取組に加え、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「特別措置法」という。）が制定され、被害防止対策を効果的に進めることとされた。

これらの法律等に基づき、被害を及ぼす鳥獣の捕獲、侵入防止柵の設置等の鳥獣被害防止対策等が講じられているが、一方では、平成 22 年度の鳥獣による農作物の被害状況をみると、被害金額は 239 億円で前年度に比べ 12%（26 億円）の増加、被害量は 74 万トンで同 19%（12 万トン）の増加となっており、効果的な被害防止対策に早急に取り組むことが求められている。また、県域を越えて移動する鳥獣に対し、複数の市町村が連携して、広域的な鳥獣被害の防止や人材育成等を強化することも必要とされている。

さらに、農林水産省は、野生鳥獣の被害が深刻化・広域化する中、安心して農業に取り組むことができる環境を整備するため、平成 23 年度に、被害金額の低減等を目標とする鳥獣被害緊急総合対策を実施しているほか、鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻化している現状に鑑み、その被害の防止に関する施策の効果的な推進に資するため、特別措置法の一部改正が行われ、平成 24 年 6 月 30 日に施行されたところである。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、鳥獣被害防止対策の的確かつ効果的な実施を推進する観点から、鳥獣の生息状況、農作物等被害の発生状況、鳥獣被害防止に関する施策・事業の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目次

第1	行政評価・監視の目的等	1
第2	鳥獣被害防止対策の概況	2
1	鳥獣被害防止対策に関する制度の概要	2
2	国による支援状況	4
3	農作物等に係る鳥獣被害等の状況	5
4	特別措置法の一部改正	7
第3	行政評価・監視結果	53
1	鳥獣被害防止対策の効果的な実施	53
(1)	効果的な被害防止計画の作成等	53
(2)	鳥獣被害防止対策の総合的かつ効果的な実施	122
2	鳥獣保護・管理の的確な実施等	135
3	被害防止技術の適切な普及の推進等	151

図表目次

第2 鳥獣被害防止対策の概況

図表 I-① 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）（抜粋）	8
図表 I-② i 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（平成19年環境省告示第3号）（抜粋）	14
図表 I-② ii 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（新指針の主な変更点）	29
図表 I-③ 鳥獣の種類・区分	31
図表 I-④ 特定鳥獣保護管理計画の作成状況	32
図表 I-⑤ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）（抜粋）等	33
図表 I-⑥ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針（平成20年農林水産省告示第254号）（抜粋）	40
図表 I-⑦ 被害防止計画の作成状況	47
図表 I-⑧ 鳥獣保護法の適用を受けない海棲哺乳類	48
図表 I-⑨ 国の関係行政機関の鳥獣被害防止等に係る事業費及び調査対象9道県の鳥獣被害防止関係事業費	50
図表 I-⑩ 野生鳥獣による農作物被害状況	51
図表 I-⑪ 狩猟、有害捕獲等による主な鳥獣の捕獲数推移	52

第3 行政評価・監視結果

1 鳥獣被害防止対策の効果的な実施

(1) 効果的な被害防止計画の作成等

図表 II-1-(1)-① 鳥獣の生息調査等に関する方針等（抜粋）	76
図表 II-1-(1)-② 野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領	77
図表 II-1-(1)-③ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（抜粋）	80
図表 II-1-(1)-④ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針（抜粋）	81
図表 II-1-(1)-⑤ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成の推進について（平成20年2月21日付け19生産第8422号農林水産省生産局長通知）（抜粋）	83

図表Ⅱ-1-(1)-⑥	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）（抜粋）	85
図表Ⅱ-1-(1)-⑦	鳥獣被害防止総合対策交付金配分基準について（平成20年3月31日付け19生産第9427号農林水産省生産局長通知）（抜粋）	86
図表Ⅱ-1-(1)-⑧	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の制定について（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）（抜粋）	88
図表Ⅱ-1-(1)-⑨	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（抜粋）	89
図表Ⅱ-1-(1)-⑩	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針（抜粋）	89
図表Ⅱ-1-(1)-⑪	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（抜粋）	90
図表Ⅱ-1-(1)-⑫	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の施行に伴う鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等の運用について（平成20年2月21日付け環自野発第080221003）（抜粋）	91
図表Ⅱ-1-(1)-⑬	鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（第11次）（抜粋）	91
図表Ⅱ-1-(1)-⑭	鳥獣被害防止対策交付金実施要綱等における被害防止計画の目標達成状況の評価に関する規程	92
図表Ⅱ-1-(1)-⑮	H20～H22年度の鳥獣被害防止総合対策事業の評価報告の実施について	94
図表Ⅱ-1-(1)-⑯	青森県におけるニホンザルの生息動向の把握状況	97
図表Ⅱ-1-(1)-⑰	愛知県における鳥獣の生息状況に係る調査の実施状況	98
図表Ⅱ-1-(1)-⑱	鳥獣の生息調査の実施状況	99
図表Ⅱ-1-(1)-⑲	広島県における農作物被害の推移	100
図表Ⅱ-1-(1)-⑳	生息調査及び被害状況調査の実施における関係機関の意見（抜粋）	101
図表Ⅱ-1-(1)-㉑	調査対象市町村等における農作物等への鳥獣被害の把握方法一覧	103
図表Ⅱ-1-(1)-㉒	鳥獣被害に係る原因究明の実施状況	105
図表Ⅱ-1-(1)-㉓	被害原因分析の実施状況	109
図表Ⅱ-1-(1)-㉔	被害防止計画における被害の軽減目標の設定状況の例	110
図表Ⅱ-1-(1)-㉕	被害防止計画と実施計画における捕獲計画数等の比較	111
図表Ⅱ-1-(1)-㉖	調査対象市町村等における被害防止計画の被害軽減目標等の設定状況	112

図表Ⅱ-1-(1)-㉔	鳥獣被害防止計画の現状値の設定及び協議時期	114
図表Ⅱ-1-(1)-㉕	2市が作成する被害防止計画の被害の軽減目標の例	115
図表Ⅱ-1-(1)-㉖	2市が作成する被害防止計画対象鳥獣の捕獲計画数の考え方	116
図表Ⅱ-1-(1)-㉗	2市が作成する被害防止計画(案)に対する県の意見書(抜粋)	117
図表Ⅱ-1-(1)-㉘	愛知県の特定期鳥獣に係る捕獲計画の不整合(平成23年度)	119
図表Ⅱ-1-(1)-㉙	山形県における隣接市町村へ往来する群れの捕獲計画(平成23年度)	119
図表Ⅱ-1-(1)-㉚	評価時期を迎えた被害防止計画の目標達成状況の評価の実施状況	120
図表Ⅱ-1-(1)-㉛	徳島県内の被害防止計画の目標達成状況の評価状況	121
図表Ⅱ-1-(1)-㉜	被害防止計画の作成及び評価報告等の流れ(例)	121
 (2) 鳥獣被害防止対策の総合的かつ効果的な実施		
図表Ⅱ-1-(2)-①	鳥獣被害防止のための取組に係る指針	127
図表Ⅱ-1-(2)-②	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の制定について(抜粋)	130
図表Ⅱ-1-(2)-③	天然記念物食害対策費国庫補助要項(昭和54年5月1日付け文化庁長官 裁定)(抜粋)	131
図表Ⅱ-1-(2)-④	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する 法律(抜粋)	132
図表Ⅱ-1-(2)-⑤	国庫補助等で整備した施設の設置・管理が不適切な事例	133
図表Ⅱ-1-(2)-⑥	ニホンザル加害群による被害の変化の例	134
 2 鳥獣保護・管理の的確な実施等		
図表Ⅱ-2-①	鳥獣保護法及び同法施行規則(抜粋)	140
図表Ⅱ-2-②	鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針(第11次)(抜 粋)	142
図表Ⅱ-2-③	捕獲許可数を上回る捕獲が行われている例	143
図表Ⅱ-2-④	個体数調整が必要な鳥獣について、有害鳥獣捕獲による対応を行っている例	143
図表Ⅱ-2-⑤	鳥獣捕獲許可等取扱要領(平成19年3月23日付け環境省自然環境局長通知)	144
図表Ⅱ-2-⑥	許可申請書における狩猟免許に係る誤認記載	147
図表Ⅱ-2-⑦	銃器所持許可証の確認及び審査状況	148

図表Ⅱ-2-⑧	森林管理署等における許可後の捕獲状況	149
図表Ⅱ-2-⑨	特定計画終期における評価結果の概要の公表状況	150
3 被害防止技術の適切な普及の推進等		
図表Ⅱ-3-①	鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（第11次）（抜粋）	154
図表Ⅱ-3-②	鳥獣保護管理に係る人材登録事業実施規程（平成21年1月30日付け自然環境局野生生物課施行）（抜粋）	156
図表Ⅱ-3-③	農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー制度に係る規定	158
図表Ⅱ-3-④	農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度実施要領（平成18年3月29日付け17生産第8581号生産局長通知）（抜粋）	159
図表Ⅱ-3-⑤	鳥獣被害防止対策に係る専門的知識を有する人材による助言等の仕組み	161
図表Ⅱ-3-⑥	北海道におけるトドによる被害金額の推移	163
図表Ⅱ-3-⑦	人材の活用状況	164
図表Ⅱ-3-⑧	有害生物漁業被害防止総合対策事業（トド部分）	164
図表Ⅱ-3-⑨	北海道におけるトドの被害防止対策の実施状況（駆除以外）	165
図表Ⅱ-3-⑩	北海道内におけるトドの採捕計画及び実績の推移	166
図表Ⅱ-3-⑪	漁業被害に係る被害防止計画の目標達成状況の例	166